

# 合併協議会とは

## 協議会では新市のすがたを議論

合併協議会は、合併を行うこと自体の是非も含めて、合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織で、全国で542以上（H16.4.23 現在）の合併協議会が設置されています。

設置にあたっては、関係市町村の議会の議決を経なければなりません。園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会については、本年3月16日に、それぞれの町議会において協議会の設置議案が可決されています。

合併協議会では、新市の建設の基本方針や根幹となるべき事業を定めた新市建設計画の策定をはじめ、議員定数、地方税及び各種行政サービスの水準等、合併後の新市のすがたを協議します。

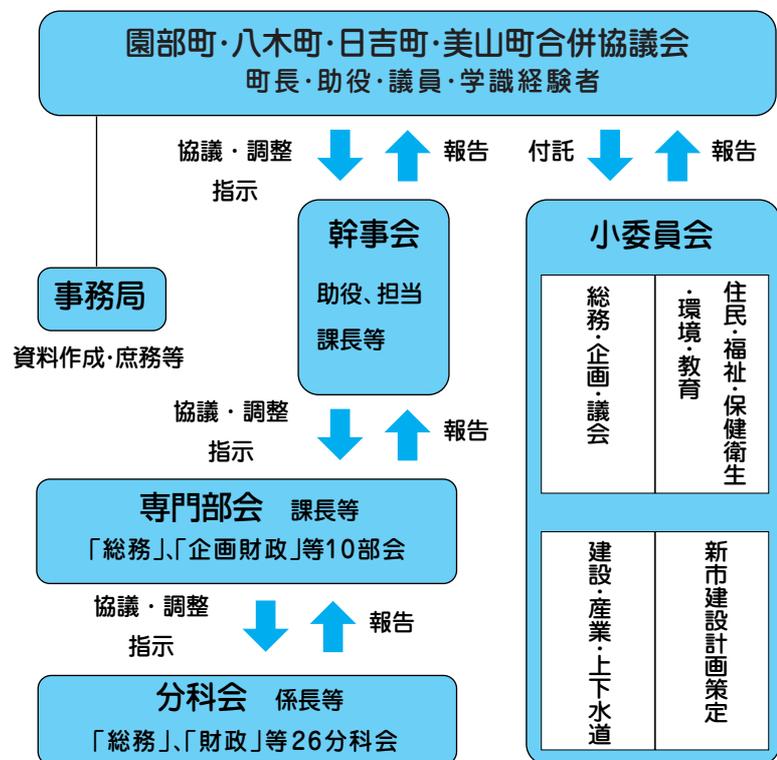
## 協議会の組織体制

園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会の組織は右図のとおりです。

協議会は4町の町長や議会議員、学識経験者で構成されています。

この協議会から、付託された事項について、専門的に調査、審議等を行うため、小委員会が設置されています。

また、協議会会長から指示を受け、協議会に提案する必要な事項について協議又は調整する組織として、4町の助役等で構成される幹事会があり、その下部組織として、各町の担当課長等で構成される専門部会や担当係長等で構成される分科会があります。



(※) 指定されると、国の「市町村合併支援プラン」の対象地域となり、補助事業等の優先採択や有利な起債が可能となります。

○平成16年4月1日  
「園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会」を設置

○平成16年3月26日  
「合併重点支援地域」(※)への指定を京都府知事に要望

○平成16年3月16日  
各町3月定例議会において合併協議会設置議案が可決

○平成16年2月27日  
第9回北桑田・船井地域任意合併協議会において、4町を範囲とした法定協議会を設置し、4町の独自性・主体性を活かしたゆるやかな合併を目指すことを基本とし、具体的に協議を進めることで合意

○平成16年2月27日  
①対等合併②法定期限内の合併  
③一定期間を終えるまではゆるやかな合併④独自性を尊重すること などを確認